

日本国環境省とマレーシア政府との間の固形廃棄物管理分野における協力覚書 (仮訳)

日本国環境省及び住居・地方政府省に代表されるマレーシア政府（以下、個々を指す場合は「当事者」、双方を指す場合は「両当事者」という）は、

両国間の友好的かつ協力関係を更に強化し、両国間の既存の関係に基づき相互理解と協力を促進することを望み、

両国の利益のためには持続的かつ効果的な協力が必要であることを確信し、

こうした協力が両国の共通の利益に役立ち、固形廃棄物管理における相互理解の強化及び固形廃棄物管理の改善に貢献することを信じ、

両当事者が、本協力覚書（以下「覚書」という）を基盤として、固形廃棄物管理及びそれに関連する循環経済分野における互恵的協力を実施するため、両国間の関係を更に強化することを一層認知する。

以下の通り決定する：

第1項

目的

両当事者は、それぞれの国で対象事項に適用される施行中の法律、規則、規制及び国家政策並びに両者それぞれの能力及び利用可能な資源の制約に従いつつ、固形廃棄物管理分野における協力を一層強化することを目指す。

第2項

協力分野

各当事者は、それぞれの国で対象事項に適用される施行中の法律、規則、規制及び国家政策に従い、以下の分野における協力を奨励し促進するために必要な措置を講じるよう努める：

- (a) 固形廃棄物管理及びそれに関連する循環経済分野における協力
- (b) 両当事者間の会議への参加、専門知識の交換及び訪問
- (c) 固形廃棄物管理分野における経験、情報、知見、専門技術、優良事例、技能、訓練方法の共有等、両当事者間の能力開発プログラムの推進
- (d) 両当事者が共同で決定しうる固形廃棄物管理に関連するその他の協力分野

第3項

実施

1. 第2項に定める活動は、両当事者が相互に決定する事項に沿って、日本又はマレーシアのいずれかで実施される。
2. この件に関し、本覚書の下に位置づけられる活動の実施は、協議を通じて両当事者によって決定され、両当事者間で共同で開発及び最終化される。
3. 特定された協力分野の実施に当たり、両当事者は以下を実施する。
 - (a) 本覚書に基づく協力の実施を促進するために、それぞれの国の関連主体と連携する。
 - (b) そのような活動やプログラムを監視する。

第4項 第三者の参加

どちらか一方の当事者は、別の当事者の同意を得て、本覚書に基づいて実施される共同活動、プロジェクト又はプログラムに、専門家、学識研究者及び関連する利害関係者等の第三者の参加を招請することができる。こうした共同活動、プロジェクト又はプログラムの実施に当たり、両当事者は、その第三者が本覚書を遵守することを確実にすべきである。

第5項 作業委員会

1. 本覚書に基づく協力を実施するため、両当事者の代表からなる固形廃棄物管理合同委員会（以下「作業委員会」という。）が設立されるものとする。
2. 作業委員会は、両当事者の高級実務者及び第4項に規定する第三者で構成され、両当事者が共同議長を務める。
3. 作業委員会は、両当事者によって決定される日程で会議が開催される。作業委員会の機能、手続き及び責任は両当事者によって相互に決定される。

第6項 財務的取り決め

本覚書の枠組み内で実施される協力活動の経費を賄うための財政上の取り決めは、資金、その他の資源の可用性の範囲内で、両当事者が個別に相互に決定する。

第7項

名称、意匠文字及び標章の使用

いずれかの当事者の名称、意匠文字又はその他の標章の、出版物、文書又はその他の書類への使用は、当該当事者の事前の書面による承認がない限り禁止される。

第8項

その他の権利及び利益

本覚書のいかなる規定にもかかわらず、本覚書に基づく協力の実施が、国家安全保障、国家及び公共の利益、公共秩序、並びに文書・情報・データの機密性及び守秘性に関する当事者の何らかの既存の権利及び利益に影響を及ぼす場合、当該当事者は、自らの権利及び利益が保護され守られることを確実にするため、もう一方の当事者と協議するための適切な措置を講じることができる。

第9項

本覚書の効果

本覚書は、両当事者の意思の記録にとどまるものであり、国内法又は国際法に基づくいかなる義務を構成又は発生させるものではなく、また、いかなる義務を構成又は発生させることを意図するものではない。また、明示又は黙示を問わず、いかなる法的手続きを発生させず、いかなる法的拘束力、強制力のある義務を構成又は発生させるとみなされないものである。

第10項

改正及び変更

1. 各当事者は、本覚書の全部又は一部の改正及び変更を書面で要求することができる。
2. 両当事者が合意した改正及び変更は書面で行われ、本覚書の不可分の一部を構成する。
3. このような改正及び変更は、両当事者が決定する日付をもって発効する。
4. いかなる改正及び変更も、当該改正以前及び変更の日までの本覚書に基づく協力に影響を及ぼすものではない。

第 11 項 協議

両当事者は、本覚書の解釈または適用について、全般的な事項又は特定の事項に関して、両当事者が相互に決定した時期に、それぞれの代表者を通じて協議を行うものとする。

第 12 項 発効、存続期間及び終了

1. 本覚書は署名日に発効し、5年間有効とする。
2. その後、両当事者が別段の決定をしない限り、本覚書は自動的に1年間延長される。
3. 本覚書に定めるところにかかわらず、いずれの当事者も、終了予定日の少なくとも3暦月前に、代表者を通じてもう一方の当事者に対し書面による通知をもって本覚書の終了の意思を通知することにより、本覚書を終了させることができる。

4. 本覚書の終了は、別段の決定がない限り、本覚書の終了日以前に正式に決定された協力活動、プロジェクト又はプログラムの実施を妨げるものではない。

前述の記録は、これまでに言及された事項に対する日本国環境省とマレーシア政府との間の共通の見解を表すものである。

2026年6月1日、日本の東京及びマレーシアのプトラジャヤにおいて英語で各2通の原本が署名された。すべての原本は同等の価値を有する。

日本国環境省を代表して

マレーシア政府を代表して

氏名: 石原 宏高

職名: 環境大臣

氏名: ンガ・コー・ミン

職名: 住居・地方政府大臣